様式第2号（第5条関係）

第　　　号

補助事業者住所

補助事業者名　　　　　　　　　　　　様

年度宇美町学校給食臨時休業対策費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　　年度宇美町学校給食臨時休業対策費補助金については、宇美町学校給食臨時休業対策費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり決定します。

年　　月　　日

宇美町長

記

1　補助金額

補助事業に要する経費 金　　　　　　　円

補助対象経費 金　　　　　　　円

補助金の額 金　　　　　　　円

2　補助条件

（1）この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　年度宇美町学校給食臨時休業対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。

（2）補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けなければならない。

（4）補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（5）この補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関してこの決定の内容若しくは補助条件その他法令又はこれに基づく町長の指示又は命令に違反したときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合においては、取り消した部分に係る補助金を返還させることがある。

（6）補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱に定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる。

（7）その他規則及び要綱の定めに従わなければならない。

3　補助事業に係る実績報告は、宇美町学校給食臨時休業対策費補助金実績報告書に関係書類を添えて、原則として、補助事業終了後30日以内に町長に提出しなければならない。その精算の結果、この補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければならない。